

I 業務運営・財務内容等の状況
 (4) その他業務運営に関する目標
 ① 施設設備の整備・活用等に関する目標

中期目標	1) 施設設備の充実 ○ キャンパスマスタープランに基づき、快適なキャンパス環境の整備、高機能な施設の整備を図る。 2) エネルギー管理 ○ 環境の観点から適切なエネルギー使用を行い、削減に努める。
------	--

中期計画	年度計画	進捗状況	ウェイト
1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置 1) 施設設備の充実に関する計画			
【29】 キャンパスマスタープランを更に充実させるため、緑のマスタープラン、建築設備マスタープラン、構内総合交通計画、防犯計画など、主題別の計画をキャンパスマスタープランの中に位置づけ、快適性・高機能性を順次実現する。	【29-1】 快適なキャンパス環境の整備を図るため、緑のマスタープランを策定する。	IV	
	【29-2】 「建築設備マスタープラン」策定のための基本データを収集整理する。	IV	
	【29-3】 安全で高機能な施設整備を図るため、建物入口施錠システムの構築について検討を開始する。	III	
【30】 施設使用指針に基づき、アカデミックプランとフィジカルプランの対応を図り、公平性の観点から施設の管理・運用を行う。	【30-1】 キャンパスマスタープランにおいて、教育組織の変更等をフィジカルプランに反映させる。	III	
2) エネルギー管理に関する計画			
【31】 本学が全学取得しているISO14001及びエネルギー管理標準に基づき、適切なエネルギー使用を行う。	【31-1】 本学が全学取得しているISO14001の継続認証を更新するとともに、本学「エネルギー管理標準」に基づき、省エネルギー活動を推進する。	III	
		ウェイト小計	

I 業務運営・財務内容等の状況
 (4) その他業務運営に関する目標
 ② 安全管理に関する目標

中期目標	1) 安全管理体制の確立 ○ 高度な教育研究活動を円滑に行い、安全で衛生的な環境を確保するため、全学的な安全管理体制を更に充実させるとともに、十分な安全衛生教育を教職員及び学生を対象に行う。 ○ 情報管理の徹底を図り、情報セキュリティを高める。
------	--

中期計画	年度計画	進捗状況	ウェイト
2 安全管理に関する目標を達成するための措置 1) 安全管理体制の確立に関する計画			
【32】 本学の総合的な安全衛生管理対策を企画・立案・実施するために組織した安全管理センターについては、多岐にわたる関連法令を一元的に把握し遵守できる体制とするために、安全と環境が密接に関係することを踏まえ、環境・安全管理センターに拡充改組する。	【32-1】 安全と環境が密接に関係することを踏まえ、多岐にわたる関連法令を一元的に遵守できる体制とするため、安全管理センターを環境・安全管理センターに拡充改組することについて検討を開始する。	III	
【33】 関連法令等を踏まえ、施設、設備及び作業面での管理を十分に、定期的な点検・改善を行うとともに、ISO14001認証で培った活動を安全管理と連携させ、全学的な環境安全問題への取組みを進める。このため環境安全衛生に関する講習会を実施し、構成員及び学生の環境安全衛生管理意識を向上させる。	【33-1】 職場巡視者（有資格者）の更なる育成を推進し、充実した自主点検体制を確立させる。また、環境及び安全衛生に関する講演会、講習会を継続的に実施し、構成員及び学生の環境安全衛生管理に関する意識向上を図る。	IV	
【34】 危機管理マニュアルを不断に改定し、危機管理を充実させるとともに、法定の安全衛生委員会からの意見等を速やかに反映した改善ができる体制を構築する。	【34-1】 消防法改定を受け、防火管理と防災管理について一体化の検討をさらに進める。	IV	
【35】 学内の情報セキュリティの確保・向上に必要な体制や規則等の整備充実に取り組むとともに、教職員の情報セキュリティ意識を向上させるため、計画的に研修等を実施する。	【35-1】 情報化推進委員会において、情報セキュリティに関する体制の見直し及び規則等を整備する。	III	
	【35-2】 教職員の情報セキュリティ意識向上のための研修等を実施するとともに、参加者アンケートを実施し、研修等の内容を検証の上、次年度に向けて改善策を作成する。	III	
	【35-3】 ICカードを利用した情報セキュリティの確保について検討を開始する。	III	
		ウェイト小計	

I 業務運営・財務内容等の状況
 (4) その他業務運営に関する目標
 ③ 法令遵守に関する目標

中期目標	1) 経理の適正化等 ○ 公的研究費の不正使用の発生を防止するため、公的研究費の適正な管理と効率的な使用に関するマニュアルや不正使用の防止対策として講ずるべき必要な事項を全構成員に周知することにより、経理の適正化を推進する。 2) その他の法令遵守 ○ 社会的に信頼される国立大学法人として、法令を遵守し、適正な法人運営を行う。
------	---

中期計画	年度計画	進捗状況	ウェイト
3 法令遵守に関する目標を達成するための措置 1) 経理の適正化等に関する計画			
【36】 公的研究費の不正使用を未然に防止するため、「公的研究費の不正防止等対応マニュアル」の不断の点検・見直しを行うことにより実効性を高め、全構成員に周知するとともに、納品等の事実確認の徹底を図るため、検収体制を充実・強化する。	【36-1】 「公的研究費の不正防止等対応マニュアル」の点検・見直しを行い、全構成員への浸透を図る。また、物品、旅費、謝金等の事実確認を確実にを行うため、検収員の増員及び検収場所の増設等、検収体制を充実させる。	III	
【37】 不正防止計画を公表し、学内外に周知するとともに、公的研究費の適正な使用について、学内研修会や科学研究費補助金に関する説明会等において教職員及び取引業者に対して周知徹底を図り、経理の適正化を推進する。	【37-1】 不正使用の発生要因の把握及び分析を進め、不正防止計画の見直しを行い大学ホームページに掲載するとともに、公的研究費の使用上のルール等の周知徹底を図るため、学内研修会や説明会を実施する。また、取引業者に対しても制度の趣旨を理解してもらうための取組を行う。	III	
【38】 公的研究費の事務処理の適正化を図るため、適正経理推進室やK I Tビューローとも連携し、内部監査体制を強化する。	【38-1】 契約手続きの適正性に関し、四半期毎に監事に対して調達状況の報告を行うことにより、チェックを受けるとともに、外部資金受入額が多い教員、毎年度執行が年度末に偏っている教員等を対象に重点的な監査を行う。	III	
2) その他の法令遵守に関する計画			
【39】 大学の使命や社会的責任を果たすことができる法人運営を行うために、法令遵守のための仕組みを整備する。	【39-1】 法令遵守の仕組みの整備の一環として、公益通報者保護法に基づき、関連規則の整備、制定を行う。	III	
		ウェイト小計	

(4) その他業務運営に関する特記事項

○近隣私立大学との施設共同利用

平成23年3月に、本学松ヶ崎キャンパス内に京都ノートルダム女子大学の校舎「ノートルダム館」が建設され、平成23年4月から、京都ノートルダム女子大学の学生が講義等で使用しているほか、本学の講義室等でも京都ノートルダム女子大学の講義を行い、施設の共同利用を行っている。

なお、ノートルダム館については、京都ノートルダム女子大学北山キャンパスの再開発が完了するまでの3年間本学と共同利用した後、平成26年4月には本学に無償譲渡されることが決定しており、資産の有効活用が図られることになっている。

○緑のマスタープランの策定

キャンパス内の樹木台帳を見直し、樹木の特性により、剪定の周期を定め、維持管理のための中期剪定計画を盛り込んだ「緑のマスタープラン」を策定した。年次予算計画を立案し、平成22年度は補正予算により、初年度の剪定を実施した。

○学内設備の改善計画の策定

設備基本データの収集整理を進め、特に、空調設備については物品設置の全学機器調査を行った。快適な教育環境を確保するため、空調設備・照明設備年度改善マスタープランや、受変電設備・給水配管等の年度改善計画を立案した。空調設備、並びに照明設備については、学内補正予算により、改善工事を実施した。

○情報セキュリティ意識向上のための取組の推進

「情報セキュリティ」に関する研修と、相互に密接な関係にある「個人情報保護」に関する研修を同時に実施し、個々の理解の促進を図った。